

<p>F1-031 □□□</p>	<p>【独占禁止法／改良技術】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①ライセンシーが開発した改良技術に係る権利をライセンサーとの共有とする義務は、ライセンシーの研究開発意欲を損なう程度は比較的小さいが、ライセンシーが自らの改良・応用研究の成果を自由に利用・処分することを妨げ、公正競争阻害性を有する場合、取引方法に該当する。</p> <p>②もっとも、ライセンシーが開発した改良技術に係る権利を相応の対価でライセンサーに譲渡する義務を課す行為については、円滑な技術取引を促進する上で必要と認められる場合があり、また、ライセンシーの研究開発意欲を損なうとまでは認められないことから、一般に公正競争阻害性を有するものではない。</p>	<p>①、②とも適切である。</p> <p>第25回(特許)問27に関連</p>
<p>F1-032 □□□</p>	<p>【独占禁止法／改良技術】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーによる改良技術をライセンサーに非独占的にライセンスをする義務を課す行為は、ライセンシーが自ら開発した改良技術を自由に利用できる場合は、ライセンシーの事業活動を拘束する程度は小さく、ライセンシーの研究開発意欲を損なうおそれがあるとは認められないので、原則として不公正な取引方法に該当しない。</p> <p>②しかしながら、これに伴い、当該改良技術のライセンス先を制限する場合(例えば、ライセンサーの競争者や他のライセンシーにはライセンスをしない義務を課すなど)は、ライセンシーの研究開発意欲を損なうことにつながり、また、技術市場または製品市場におけるライセンサーの地位を強化するものとなり得るので、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する。</p> <p>③ライセンシーが開発した改良技術がライセンサーの技術なくしては利用できない場合において、他の事業者がライセンスをする際にはライセンサーの同意を得ることを義務付ける行為は、原則として不公正な取引方法に該当しない。</p>	<p>①～③まで、適切である。</p> <p>①について。ライセンシーによる改良技術をライセンサーに「無償」で非独占的にライセンスをする義務を課す場合も、それだけで直ちに独占禁止法上の問題が生じるものではない。</p> <p>第6回(特許)問35に関連 第19回(特許)問17に関連 第25回(特許)問27に関連</p>

SAMPLE